



予防接種

■BCG予防接種

▽4か月健診のときに一緒に行います

▽接種期間 生後6か月未満

▽場所 総合福祉センター保健棟



| 期 日 | 時 間 |
|-----------|---------------|
| 7月 8日 (木) | 午後1時30分から2時まで |
| 8月19日 (木) | |
| 9月 9日 (木) | |

■MR (麻しん・風しん) 予防接種

麻しん (はしか)・風しんの予防接種を次の対象者の人に通知しています。通知がきた人は必ず接種しましょう。通知が届いていない場合は連絡をお願いします。

| 対象者 | |
|------------|---------------------------------|
| Ⅱ期 (年長学年齢) | 平成16年 4月 2日から 平成17年 4月 1日生まれ |
| Ⅲ期 (中学1年) | 平成 9年 4月 2日から 平成10年 4月 1日生まれ |
| Ⅳ期 (高校3年) | 平成 4年 4月 2日から 平成 5年 4月 1日生まれ |

▽接種の仕方…かかりつけの医療機関に電話で予約し接種してください。

▽接種期間…平成23年3月31日まで

接種期間を過ぎると有料になり10,000円程度の料金が発生します。この機会にぜひ接種しておきましょう。

■麻しん

麻しんとは、ウイルスの空気感染によって発症します。感染力が強く、予防接種を受けないと多くの人がかかる病気です。発熱・せき・鼻汁・めやに・発疹を主症状とします。合併症になると気管支炎・肺炎・中耳炎・脳炎があります。また、全国で毎年50人近くの子どもがはしかで命を落としています。



■風しん

風しんウイルスの飛まつ感染によって発症します。軽いかぜ症状ではじまり、発疹・発熱・後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症になると関節痛・血小板減少性紫斑病・脳炎などがあります。

子どもクッキング

近所のお友達やクラブの仲間と一緒にクッキングをしませんか。今回は簡単ランチメニューに挑戦します。

- とき 7月21日 (水)
- 対象者 小中学生とその保護者
- 場所 総合福祉センター保健棟
- 参加費 無料
- 持ってくるもの エプロン
- 申し込み期限 7月14日 (水)

参加者
募集

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- とき 7月7日、14日、21日、28日の午前10時から11時30分

※原則、毎週水曜日が交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じますので福祉センターまでご連絡ください。必ず妊婦さん本人がお越しください

- 場所 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの 妊娠届出書 (ある人のみ)・印かん

乳幼児健診・相談

7月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知 (案内) 書をご確認ください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



| 健診内容 | 期日 | 対象児 |
|-------------------------|-----------|---------------------------------|
| 4か月健診 | 7月 8日 (木) | 平成22年 2月11日から 平成22年 3月22日生まれ |
| 7か月健診 | 7月22日 (木) | 平成21年11月27日から 平成21年12月24日生まれ |
| 12か月健診 | | 平成21年 7月 1日から 平成21年 7月31日生まれ |
| 1歳半健診 | 7月 1日 (木) | 平成20年12月 4日から 平成21年 1月 1日生まれ |
| 3歳児健診 | | 平成19年 6月 4日から 平成19年 7月 1日生まれ |
| 乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談) | 7月28日 (水) | 平成22年 5月25日から 平成22年 6月28日生まれ |

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。(申込不要)



65歳未満で公的年金所得がある人の 町県民税の支払方法が見直されました。

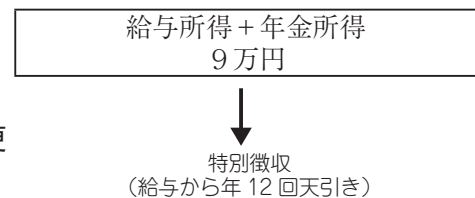
平成22年度より、給与所得者で公的年金所得のある65歳未満の人の町県民税は、給与から特別徴収できるようになりました。平成21年度までは、給与所得に係る町県民税と年金所得に係る町県民税を個別に徴収していましたが、平成22年度からは、法の改正により給与所得と年金所得を合算して給料から徴収する特別徴収に支払が見直されました。



平成21年度まで



平成22年度から



支払方法の変更

ちょっと疑問!

Q 疑問 私は70歳で、平成21年10月から町県民税が年金から天引きになっています。今年はどうなりますか。

A 答え 平成21年10月以降、町県民税が年金から特別徴収されている人は、平成22年度も引き続き天引きとなります。今年2月に年金から特別徴収された金額と同じ額が4月・6月・8月に仮徴収として年金から天引きされます。10月・12月・2月は、仮徴収額を年税額から差し引いた金額を3回にかけて年金から天引きされます。

Q 疑問 年金からの天引きが中止になることがあるのですか。

A 答え 年金から特別徴収できない要件に該当した場合は、年税額から仮徴収額を差し引いた額を10月と1月の2回に分けて普通徴収(納付書や口座振替)で納めていただくようになります。現在、すでに年金から天引きされている人は、原則引き続きになりますが、年金から特別徴収できない要件に該当した場合は中止になる場合もあります。10月以降も年金からの特別徴収されるかは、7月中旬に決定し、対象となる人には後日結果を通知します。

□平成22年度以降の納め方

| 徴収方法 | 特別徴収 | | | | | |
|-------|-------------------------------|----|----|--|-----|----|
| | 上半期(仮徴収) | | | 下半期(本徴収) | | |
| 期別 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 年金支給月 | | | | | | |
| 徴収税額 | 平成22年2月と同じ額を年金から特別徴収(天引き)されます | | | 本年度年税額から仮徴収された額を差し引いた額の1/3を年金から特別徴収(天引き)されます | | |

【年金から特別徴収できない要件】

- ・介護保険料が年金から特別徴収されていない場合
- ・特別徴収の対象となる公的年金の給付額が年額18万円未満の場合
- ・特別徴収される住民税額が特別徴収の対象となる年金の年額を超える場合
- ・鞍手町から転出した場合や死亡した場合